

[事案 2019-75] 入院給付金支払請求

・令和2年1月10日 裁定不調

<事案の概要>

担当者の説明不足等を理由に、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

非弁膜症性心房細動の治療のために入院したことから、平成23年7月に契約した終身保険にもとづき入院治療給付金を請求したところ、同一の疾病を原因とする前回入院から180日以内の入院であったため、1回の入院とみなされ、両入院の合計で、約款上の限度額までしか支払われなかったが、以下の理由により、不足分の入院治療給付金を支払ってほしい。

(1) 医師から再入院・再手術を勧められたため、保険会社に連絡し、給付金の支払に関して何らかの制約があるかを問い合わせたところ、1回の入院当たりの給付限度額の説明はあったが、前回入院から180日経過しないと1回の入院とみなされる（以下、「180日条項」という）旨の説明はなかった。

(2) 180日条項について説明を受けていれば、手術日を変更することも可能であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 問い合わせに対し、180日条項について説明しなかったことは認めるが、説明内容にかかわらず、約款の記載通りの内容で契約が成立している。

(2) 給付金支払の有無が入院時期を左右するべきものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、問い合わせ時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が入院治療給付金を支払うべきとは認められないものの、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

(1) 保険会社の担当者は、申立人からの問い合わせ時に、同一の疾病で入院し、同じ内容の手術をすることを告げられており、入院治療給付金の支払いについて、180日条項の説明を行うことがより親切であった。